

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、内海町安田三五郎池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三五郎地区）を行うことについて令和3年12月16日適当と決定した。

その関係書類を小豆島町農林水産課において令和4年1月4日から同月24日まで縦覧に供する。

令和3年12月24日

香川県知事 浜 田 恵 造